

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日A農園に雇用され、苺の冷凍作業に従事していたところ、同月〇日午後5時頃、苺ハウスの横の道で転倒して、手をつき右手首を負傷した。請求人は、同日B整形外科に受診した後、Cクリニックを経て、同年〇月〇日D病院に転医し、「右橈骨遠位端骨折、右尺骨突き上げ症候群」と診断され、治療した結果、平成〇年〇月〇日に治ゆ（症状固定）した。

請求人は、治ゆ後障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第12級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

#### 第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第12級を超える障害であると認められるか否かにある。

#### 第5 審査資料

(略)

#### 第6 事実の認定及び判断

##### 1 当審査会の事実の認定

(略)

##### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、手首のみの受傷だけではなく、肘、小指も同時に受傷したため、現在も痛みが残っており、偽関節もある。今でも家事等をする時は装具を手首に付けて調理、字を書いている状態である（以下「残存障害」という。）と主張するので、次のとおり検討する。

(2) E医師は平成〇年〇月〇日付け診断書において、要旨、傷病名は右橈骨遠位端骨折、右尺骨突き上げ症候群（以下「本件傷病」という。）であり、右手関節の機能障害について、屈曲・伸展の可動域が、健側可動域の3/4以下に制限されているが、橈骨変形治ゆを原因としているため、改善の見込みはなく、神経症状については、変形に伴う症状であり、常時残存する、と述べている。

また、F医師は平成〇年〇月〇日付けの審査官からの意見聴取において、要旨、①小さな右尺骨茎状突起骨折が認められ、ゆ合不全の状態偽関節となっている、②橈骨はゆ合しているが短くなっているため、尺骨が相対的に長くなった状態で、右尺骨突き上げ症候群の状態になっている、③右手小指に骨折は認められないが、固定によるものと思われる拘縮が認められる、と述べている。

(3) 当審査会は、請求人の主張する残存障害について、請求人の症状経過、X線画像、医証等を再検討した結果、E医師及びF医師の意見を妥当なものと判断し、請求人が訴える残存障害は、本件傷病の機能障害に通常派生する関係にあると判断されるところから、監督署長の認定したとおり、障害等級第12級を超えるものとは認められない。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした障害等級第12級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。